

プラスチック管の製造及び使用に関する統一規則に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

プラスチック管の製造及び使用に関する統一規則に関する事項

改正理由

IMO では、船舶におけるプラスチック管の使用に関する指針を決議 A.753(18)として 1993 年に採択した。また、その後もプラスチックの代替としての合成ゴムの使用、耐火性の要件等に関して見直しを重ね、その結果を 2010 年及び 2015 年にそれぞれ決議 MSC.313(88)及び MSC.399(95)として採択した。本会は、これらの決議の内容を既に関連規則に取り入れ、船舶において使用されるプラスチック管の承認を行っている。

一方、IACS でも、上述の決議 A.753(18)に対応する要件を、統一規則 P4 として 1996 年に採択した。また、その後も排ガス浄化装置等に使用されるプラスチック管や、飲料水装置等の用途に用いられるプラスチック管に適用する要件等について見直しを重ね、2018 年 12 月には統一規則 P4 の改正(Rev.5)を採択した。

このため、IACS 統一規則 P4(Rev.5)を参考に、関連規定を改めた。また、鋼船規則等の総合的な見直しの一環として、同統一規則の要件の取り入れ先を見直し、当該統一規則との整合を図るべく関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 飲料水装置等の用途に用いられるプラスチック管装置に、外圧に対する強度や、火炎伝播性等に関する要件が適用されるよう改めた。
- (2) 排ガス浄化装置の排水管及び還元剤を移送する管装置の耐火要件を規定した。
- (3) 火炎伝播性の試験に関し、ASTM 規格に基づく試験を行う場合の最大燃焼速度の基準値を規定した。
- (4) 旅客船が損傷時に安全に帰港するために必要な機器に用いられるプラスチック管装置に、外圧に対する強度や耐火性に関する要件が適用される旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D12.1.6-2.
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 6 編 6.1.1, 6.2.3, 6.6.1, 6.9.1, 表 6.6